

「令和6年度実施『TMU ビジネスアイデアコンテスト（仮称）』事業委託」に関する企画提案審査会実施要領

1 審査会実施要旨

東京都公立大学法人では、東京都が策定した『『未来の東京』戦略』に基づき、「アントレプレナーシップ（起業家精神）のかん養」を促進することとされており、東京都立大学では、産学公連携イノベーション拠点として、令和5年度に日野キャンパスに「TMU Innovation Hub」を設置し、大学発ベンチャー創出支援を行うとともに、学内の起業機運醸成を高めるために、「TMU Innovation Hub」にて、アントレプレナーシップ講座や起業家講演会の開講・実施、ベンチャー起業・経営相談窓口の設置・運営などの取組を実施している。

令和6年度は、これまでの取組に加え、令和5年度に実施したアントレプレナーシップ講座を発展させ、正規課程授業として提供を開始する。合わせて、正規課程授業の成果発表の場づくり及び更なる学内機運の醸成を目的として、学生を対象としたビジネスアイデアコンテストを実施する。

本事業の円滑かつ効果的な推進に向けて、本件業務を委託するにふさわしい優れた知見と経験を有する事業者を選定するため、企画提案方式による審査会を実施し、企画内容を総合的に判断する。

2 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

3 事業費

35,970,000円（消費税及び特別地方消費税（10%）を含む）

4 提出書類

- (1) 会社概要（A4判横書き） 1部
- (2) 企画提案書（A4判横書き） 5部及び電子媒体（CD-R）1セット

※別紙「仕様書」に記載している内容を踏まえた提案とすること。提案書の枚数は、20枚程度を目安とする。

- ・提案内容のコンセプト（事業の実施スケジュール及び体制を明確に記載すること）
- ・組織の経験・能力（例：他大学や企業等における実績）
- ・その他参考となる資料

- (3) 経費見積書 2部

上記3の事業費内での経費の積算内訳を記載すること。

【注意事項】

- ・ 審査会は、公平性を保つため、審査員には会社名を知らせず実施する。
- ・ 企画提案書には、会社名等、会社を特定できる内容は一切記載しないこと。
- ・ 違反行為があった場合、失格となる場合もあるので、注意すること。

5 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、上記時間までに提出場所に必着のこと）

なお、提出期限経過後の提出は一切受け付けない。

(2) 提出場所

東京都公立大学法人 東京都立大学管理部 研究推進課産学公連携係
東京都日野市旭が丘6-6 6号館1階 東京都立大学日野キャンパス
（電話）042-506-2096

6 企画提案書作成等に要する経費等

(1) 費用

企画提案書作成に要する経費は、すべて参加者の負担とし、本法人はいかなる費用も負担しない。

(2) 提出書類等の取扱い

- ① 提出書類等は、原則として非公開とする。ただし、情報開示請求等により公表の必要がある場合には、事前に参加者に連絡の上、その全部又は一部を公表する場合がある。
- ② 提出書類等は返却しない。

7 審査・選定等

(1) 審査会

ア 開催日時等

審査会は、6月初旬の当法人が指定する日とし、開催日時、会場の詳細は別途通知する。なお、参加者の都合により日時を変更することはできない。

イ 説明方法

事前に提出した企画提案書に基づき、口頭で説明すること。説明にパソコンを利用する場合は、あらかじめ提出した電子媒体及び当法人が用意する備品を利用すること。

なお、審査会当日、一切の資料（口頭説明で使用するパネル、画像等を印刷し

た紙等)の配布は認めない。

ウ 説明時間

説明時間は20分間、質疑応答は10分間とする。説明途中であっても、割当時間到来時点で終了することとし、説明時間の延長は認めない。

エ 備品

説明で使用するパソコン(OSはWindows)、プロジェクタ及びスクリーンは、当法人にて用意したものを使用すること。ただし、参加者がパソコン等を持ち込むことも可能とする。

(2) 審査基準

審査は、仕様書に記載している内容を踏まえて、別表に示す審査項目に基づき行い、総合的に最も優れた業者を選定する。なお、以下の点について、特に重視して審査を行う。

- ・ビジネスアイデアコンテスト全体の企画立案に係る提案内容
- ・募集前イベント開催
- ・1次審査及び本選会の実施内容
- ・メンタリングの実施内容

なお、別表に示す各項目において、0点の評価がある場合、その参加者は選定されない。

(3) 選考結果

採用、不採用にかかわらず、企画審査会終了後1週間以内に、選考結果を参加者全員に通知する。

(4) 契約締結業者の選定

審査会の選考結果に基づき、業務委託契約を締結する業者を選定する。

(5) 契約の締結

契約締結に際して、本法人は契約締結業者と協議の上、内容の一部を修正できるものとする。

8 問い合わせ

本件に関し、質問等がある場合は、希望票を提出の上、以下のとおり問い合わせること。

(1) 質問受付期間

令和6年5月13日(月)午前9時から5月15日(水)午後5時まで

(2) 質問方法

受付期間内に、下記までメールにより、文書にて質問すること。(電話、来訪等による口頭での質問は受け付けない。)

なお、寄せられた質問内容及び回答については、参加者全員に回答する。

(3) 問い合わせ先

東京都公立大学法人 東京都立大学管理部 研究推進課産学公連携係
担当：武内、岸

〒191-0065

東京都日野市旭が丘 6－6 6 号館 1 階

東京都立大学日野キャンパス

Email: venture-shien@jmj.tmu.ac.jp

(電話) 042-506-2096